

1. 事業計画の見直しにあたって

(1) 出雲市子ども・子育て支援事業計画とは

平成 24 年 8 月に施行された子ども・子育て支援法に基づき、各市町村は様々な子ども・子育て家庭の状況や各事業の利用状況、利用希望を把握した上で、平成 27 年度から 5 年を 1 期とする子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画に基づき事業を実施することとなりました。

本市においては、平成 26 年度末で計画期間が終了した「いきいきこどもプラン～いずも次世代育成支援行動計画（後期計画）～」を引き継ぐ計画にも位置付けるものとし、出雲市子ども・子育て会議における議論を経て、平成 27 年 3 月に「いきいきこどもプラン～出雲市子ども・子育て支援事業計画～」(平成 27～31 年度) を策定しました。

この計画の中で、子ども・子育て支援法に基づき、全ての子どもと子育て家庭を対象に、本市が進めていく子ども・子育て支援施策の目標や方向性を示しています。

(2) 計画見直しの趣旨

出雲市子ども・子育て支援事業計画第 5 章「計画の進行管理」において、第 4 章「5 か年事業計画」については、必要がある場合には、平成 29 年度を目途に見直しを図ることとしています。

この 5 か年計画に定める「量の見込み」「確保方策」は、0～11 歳の子どもの推計人口を基に、平成 25 年度に実施した就学前児童の保護者を対象としたアンケート調査結果や、過去の実績及び地域の実情などを踏まえ算出しています。

近年の保護者の就労形態の多様化や、女性の社会進出などの環境の変化に伴い、子どもへの教育・保育、地域の子育て支援、市民の医療・福祉サービスに対するニーズは変化しており、5 か年事業計画に記載している各事業の中には、「量の見込み」「確保方策」と実績値との間に大きな乖離が生じ、事業計画の見直しが必要となっているものもあります。

今回は、近年の人口増減率に基づいて見直した、平成 30 年度以降の 0～11 歳の子どもの人口推計値や、各事業の現状と課題、また課題解決に向けた取組の経緯等を踏まえ、出雲市子ども・子育て会議の議論を経て、下記の事業について平成 30・31 年度（一部事業については、平成 29 年度も含む）の「量の見込み」「確保方策」の見直しを行いました。

さらに、パブリックコメントを実施し、市民意見を計画に反映しました。

【中間見直しの範囲】

当初事業計画 第 4 章 5 か年事業計画（量の見込み・確保方策）

- Ⅱ 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策
- Ⅲ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策